

人事案件についての反対討論要旨 (2009/12/17)

私は、日本共産党県議団として、議案第120号「鹿児島県公害審査会の委員の任命について同意を求める件」について、提案されました9名の公害審査会委員の内、川畑孝則氏の任命に同意できないことを表明し、その理由を述べ討論いたします。

公害審査会は、公害紛争処理法に基づき、公害に関わる紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行うことを任務として設置されております。公害を生み出すのは、主として企業の利益追求の活動であり、2008年度に調停の申し立てが行われた事案は、トンネル工事や産廃処理場における騒音、振動についての企業側と住民との間の紛争でありました。また、県や市町村の苦情相談員に寄せられたものも、土木工事などにかかわる企業への住民の苦情が多くを占めています。

こうした実情を見たとき、公害審査会の委員として企業側の代表はふさわしくないと考えるのは当然であります。

川畑孝則氏は、建設会社の代表取締役副社長であり、また鹿児島県経済同友会の常任幹事として活動しておられる、いわば企業の代表であります。よって、氏の公害審査会委員の任命には同意できないものであります。

なお公害審査会の委員には、今回提案されています医師や弁護士、学識経験者などと合わせて、公害の被害者となることの多い、農林水産業の従事者や消費者団体などからの委員の登用を図られますよう提案いたしまして、討論いたします。